23—05　ＰＵＤＴ

復代理人

１．　定義

(1) 復代理とは、代理人が自分の権限内の行為を行わせるため、自分の名で更に代理人を選任して本人を代理させることであり、代理人によって選任された代理人を復代理人という。

(2) 復代理人を選任する権限（復任権）は、当然には代理権の一部ではなく、本人の許諾又は直接法律の規定によって付与される別個の権限である。

２．　復代理人選任の権能

(1) 権能

ア 任意代理人

任意代理人は、特別の授権がなければ復代理人を選任することができない（特§9、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

なお、民法上では原則として任意代理人は、本人の許諾を得たとき又は止むを得ない事由がなければ復代理人を選任できない（民§104）と規定されている。

イ 法定代理人

法定代理人は、本人の意思に基づかずに代理人となったものであり、その権限も一般に広汎で辞任も自由ではなく、本人に許諾の能力のない場合も多いので、法定代理人は常に復任権を有し、その責任をもって復代理人を選定することができる（民§105）。

ただし、後見監督人があるときは、その同意を得なければならない（特§7③、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

３．　復代理権の消滅

復代理権の消滅は、特§11（実§2の5②、意§68②、商§77②）の規定により消滅しないときを除き民§111による一般的消滅原因、又は、代理人、復代理人に対する委任若しくは授権の解除若しくは取消によっても消滅する。

特許手続は、民事訴訟法上の訴訟手続に類するものと考えられるため、復代理人を選任した代理人の死亡の場合には、復代理人の代理権は消滅しないものと解される（→方式審査便覧　02．26）。また、代理人が辞任し又は解任された場合の復代理人の代理権も、同様の観点から、当然には消滅しないものと解される。

４．本人による解任

復代理人は、本人及び第三者に対して代理人と同一の権利義務を有し（民§107②）、復代理人といえども委任の本旨に従い善管注意義務（民§644）を負うことから、本人は復代理人をも解任できると解される（→方式審査便覧　02．26（代理―７））。

５．復代理人の権限

復代理人はその権限内の行為について本人を代表し（民§106①）、本人及び第三者に対して代理人と同一の権利義務を有する（民§106②）。

６．復代理人の死亡（→23―11）

（改訂 R5.12）